# 山口県よさこい連絡協議会 会則

#### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は山口県よさこい連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、山口県下の各よさこい連が交流を深め、又、情報交換を行い、山口県全体のレベルアップ及び活性化を図ることを趣とする。

尚、本会は「中国九州よさこい連絡協議会」とも密接につながり、「よさこいにっぽん山口」としても、連絡及び協力体制を取る。

(事務局)

第3条 本会は、前条の目的の達成の為、事務局を置く。事務局は、県内外の各地の祭り の情報を提供する。場合によっては(例えば、地方大会等の開催に対し)スケジュール調整を行う。

また、山口県大会や、九州・中国YOSAKOI大会の開催の運営、調整、そして他県との交流をはかる。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成の為、次の事業を行う。

- 1. 適宜、意見交換・発表の場を設け、これを本会に反映する。
- 2. 山口県よさこい大会の実施、運営を課題として努力する (九州・中国YOSAKOI大会など県レベルの大会も含む)

(事業年度)

第5条 本会の事業年後は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

### 第2章 会員・会費

(会 員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 山口県内及びその隣県で、『よさこい鳴子踊り』を行う連(チーム)とする。

《作成:山口県よさこい連絡協議会》

(入会・脱会)

第7条 本会への入会、退会は随意とする。但し、入脱会を意図するものは、夫々所定の 届出用紙を事務局に提出しなければならない。

(会費)

第8条 会費は 1 チームあたり年間 6,000円とし、事務局に納入しなければならない。 ※各支部でまとめて支部単位の納入に努める事。

第8条-1 年度内途中入会は、月500円とする

第8条-2 年度内途中脱会に対しての、年会費の返金は行わない。

## 第3章 組 織

(役 員)

第9条 本会は次の役員を置く

会長1名、副会長2名、事務局若干名、支部代表理事若干名、監査2名 尚、前年度の会長を、直前会長とする。

但し、会長が特に必要と認めた者を役員とすることができる。

役員は本会員にして、理事会(下条記載)にて随意、選出及び変更を行う。変更 の際は、会長及び、事務局へ事前に連絡を行う。

会長は、理事会にて選出され、副会長及び事務局は会長が選任し理事会の承認とする。

役員任期は、基本的に2年間とするが、役員の変更及び、再任は妨げない。

第9条-1 支部は、東部支部、央部支部、西部支部、周南支部の4区分とする。

(理 事)

第10条 各支部より理事(原則として1支部3名以内)を選出し、必要なとき(理事判断) に会長を通じ理事会を行う。

(総 会)

第11条 会長は必要に応じ、協議会を招集し、会の結束を高める。

(支部会)

第12条 各支部は必要に応じ、支部会を開催し、踊り子(連)の意見を集約する。

《作成:山口県よさこい連絡協議会》

(企画・立案)

第13条 本会の新事業については、理事会にて、企画・立案・決定により、協議会において会員に報告する。

# 第4章 会 計

(会計)

第14条 事務局は会費を管理し、理事会の決定を受け予算措置をする。及び、総会にて会 計監査報告をする。

(旅費)

第15条 本会が必要と認める会議への出席については旅費を支給する。

- 1. 旅費は、交通費・会議費・宿泊費の実費を支給するものとし、飲食を伴う費用(懇親会費等)については個人負担とする。
- 2. 交通費は、経済的な経路及び方法となるよう努める。
- 3. 必要と認める場合の会議の定義は理事会で議決することとする。

### 附 則

- 1. 本会の設立は、平成14年1月19日とする。
- 2. 本会則は、平成16年6月17日より施行する。

平成17年5月17日 第8条改正

第9条改正

平成 18 年 5 月 17 日 第 8 条 一部改正 施行

第8条-1,2改正 施行

第 15 条 改正

平成 26 年 5 月 23 日 第 9 条、第 10 条、第 15 条 改正